

議員提出議案第 1 号

伊丹市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

伊丹市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
を別記のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 6 日 提出

提出者

伊丹市議会議員 公明党 篠原 光宏

伊丹市議会議員 新政会 杉 一

伊丹市議会議員 伊丹維新の会 齊藤 真治

伊丹市議会議員 フォーラム伊丹 山 蘭 有理

伊丹市議会議員 創政会 川井田 清香

伊丹市議会議員 高塚 伴子

理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行等に伴う規定整備を行うため。

伊丹市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正
する条例（令和 7 年伊丹市条例第 号）

伊丹市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年伊丹市条例
第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を
削り，同条第 1 0 号中「以下」を「第 1 2 条第 5 項において」に，
「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 2 9 条」を削り，同項の表第 3 8 条第
1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 7 条第 1 項中「以下」を「第 3 項において」に改め，同
条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬，福利厚生」を「若しくは報酬若し
くは福利厚生」に，「その他」を「又は」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「議会の保有する」を削り，同条第 2 項中「こ
の章において」及び「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 2 7 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 3 1 条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 2 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 3 8 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り，同条第 2
項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 9 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 7 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 4 8 条中「特定」の右に「に資する情報の提供」を加える。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め
る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 5 3
条から第 5 5 条までの改正規定及び次項の規定は，令和 7 年 6 月
1 日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為の処罰については，なお従前の例による。